

# 瀧口猪之助家文書

(採訪時住所 静岡県志太郡焼津町)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	享保 7	1722	寅		5		(去辰より丑までの10ヶ年平均免にて来る午年まで定免に仰付けられたき旨願書)	駿州益頭郡北新田村庄屋九郎左衛門(印)同村年寄七右衛門(印)同村惣百姓代喜右衛門(印)同松兵衛(印)他2名	田端條右衛門様	継紙	1		3
2	天明 6	1786					御印小物成之事(上野村阿部屋村町村川尻村山役權役等諸役書上)			折紙	1		5
3	文化 4	1807	卯		1		定(博奕呑酒等取締につき請書)	百姓代新治郎(印)組頭勘右衛門(印)名主九郎左衛門(印)組合惣代勘兵衛(印)同惣代多郎右衛門(印)他14名	小野田三郎右衛門様御役所駿州益津郡北新田中	継紙	1	全体に虫損あり 継目裏印あり	10
4	文化 4	1807	卯		5		乍恐以書付奉願上候(獵船海上通御切手下付願)	駿州益津郡鰯ヶ島村名主平吉惣治郎百姓代半五郎同州同郡名主九郎左衛門他2名	小野田三郎右衛門様御役所	継紙	1	全体に破損甚だし	15
5	文政 4	1821	巳		5		差出申一札之事(喜八船相続に関し不心得の儀あるにつき心得違致させまじき旨証文)	北新田八三郎養子喜八(印)同人組合清七(印)右喜八兄久左衛門(印)同人組合太郎右衛門(印)他4名	村役人御衆中	継紙	1		16
6	文政 5	1822	午		12		差出申一札之事(清水湊伊勢屋仁右衛門船破船にて漂流の荷北新田村漁船取揚げ御引渡し下さるにつき今後子細なき旨請書)	清水湊問屋年番代播磨屋清助(印)同升屋庄兵衛(印)府中荷主代砂張屋孫右衛門(印)同油屋四平(印)	北新田村御役人中	継紙	1	全体に虫損あり 継目裏印あり	17
7	(文政 5)	1822			12		覚(破船荷物売払金のうち分一銀差引き残金受取相違なき旨証文)	清水湊問屋年番播磨屋清助(印)同升屋庄兵衛(印)府中荷主代砂張屋孫右衛門(印)同油屋四平(印)	北新田御役人中	継紙	1	継目裏印あり 全体に虫損多し	18

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
8	天保 5	1824			2		差出申一札之事(久能浜前にて難船の菱垣船積荷引き揚げの有無御尋ねにつきその儀なき旨返答書)	北新田漁業方佐左衛門(印) 甚八(印) 庄兵衛長兵衛(印) 久五郎(印) 半四郎(印) 他22名	村御役人中	継紙	1	全体に虫損あり	19	
9	天保 5	1824	午		8		差出申一札之事(御前崎沖にて破船の遠州掛塚湊川口屋文吉船積荷、相違なく受取につき証文)	三州平坂湊積問屋新實八右衛門代利吉(印) 外山善右衛門代文助(印) 市川彦三郎代忠助(印) 遠州掛塚湊船主川口屋文吉代彌吉(印)	北新田村御役人中	継紙	1	継目裏印あり一部文言切り貼紙にて訂正あり端裏に「5」と記したラベルが貼付されている。	20	
10	文政10	1827					(駿州益頭郡北新田村寛延3年～文政10年村高漁獵運上高書上)			堅紙	1	文政10年以降、袖下部と中央下部に欠損あり	2	
11	1 (天保 5)	1834	午		8		乍恐以書付御伺奉申上候(城腰村漁師新三郎等拾揚の流寄荷物、荷主問屋方へ引渡したき旨、願書)	駿州益津郡城腰村代兼翫ヶ島村百姓代仙右衛門、北新田名主九郎左衛門	紺屋町御役所	継紙	1	9号文書と関連、水産庁資料館の旧整理では、11-2と同封筒に収められていた。	28	1
11	2 (天保 5)	1834	午		8		(前書の通り松平能登守様御荷物売払い、代金のうち20分1湊定例により受取り、積問屋船主へ荷物引渡すにつき御届)	駿州益津郡城腰村百姓代吉郎平、組頭重右衛門、名主敬助、翫ヶ島村百姓代仙右衛門、組頭傳左衛門、名主惣五郎、北新田百姓代勘兵衛他2名	紺屋町御役所	堅紙	1	9号文書と関連水産庁資料館の旧整理では11-1号文書と同封筒に収められている。	28	2
12	天保 9	1838	戌		11		差出申請書之事(去10月中旬久能山沖にて難船の漂流荷物拾置く儀なきにつき)	小漁船庄吉(印) 吉五郎(印) 惣五郎(印) 吉三郎(印) 佐七(印) 弥八(印) 伊左衛門(印) 他17名	当村御役人中	継紙	1	端裏に「12」と記したラベルが貼付されている。	21	
13	天保10	1839	亥		3		差上申鉄砲証文之事(当村に鉄砲所持の者1人もなき旨請書)	駿州益津郡北新田村組頭勘右衛門百姓代新次郎	岸本十輔様御役所	堅紙	1	虫損あり	12	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
14	天保10	1839	亥		3		差出申請書之事(去2月中旬難船の風聞により漂流荷物の拾得につき御尋あるも、漁獵船仲間にはその儀なき旨請書)	北新田村吉五郎、吉右衛門、久左衛門、佐次右衛門、久右衛門、庄吉、惣五郎、半六、他4名	当村御役人中様	継紙	1		22
15	天保10	1839	亥		3		差出申請書之事(去2月5日新屋村前浜にて難船の川崎船積荷物につき、拾荷物あらば差出すべく申聞かざるも、その儀なき旨、請書)	久右衛門(印)源左衛門(印)久次郎(印)佐五右衛門(印)半四郎(印)半次郎(印)他16名	当村御役人中	継紙	1		23
16	天保11	1840	子		6		借入金仮請取之事(御宮御普請金請取につき仮証文)	鰯ヶ島村長左衛門(印)北新田佐次右衛門(印)同忠兵衛(印)	江川惣五郎殿	堅紙	1		9
17	弘化 2	1845	巳		3		小漁船酒拾ひ有無請印帳	小兵衛(印)茂平(印)吉五郎(印)伊左衛門(印)仁左衛門(印)弥八(印)吉三郎(印)他14名	当村御役人衆中	縦帳	1		24
18	弘化 4	1847	未		7		為取替銭定一札之事(城腰村他2ヶ村と田尻北村鰹餌鰯魚場争論につき内済議定)	駿州益頭郡田尻北村小前惣代原左衛門同市郎兵衛百姓代勝右衛門他5名、立入人藤枝宿奈良屋御宿甚四郎下小田村庄屋市太夫他5名	城腰村鰯ヶ島村北新田村獵方惣代源兵衛殿津右衛門殿市左衛門殿他3名城腰村名主重兵衛殿与頭三右衛門殿他8名	継紙	1	全体に虫損あり 端裏書あり	6
19	弘化 4	1847	未		6		乍恐以書付御訴詔奉申上候(鰹餌鰯網場差障の儀につき訴状)	駿州益頭郡城腰村鰯ヶ島村北新田村右獵船主惣代源兵衛同断市左衛門同断半六、右三ヶ村役人惣代名主重兵衛同市蔵	本多豊前守様田中御役所	継紙	1	全体に虫損あり 端裏書あり	7
20	(弘化 4)	1847					(田尻村より浜当目村までの地先漁場絵図)			鋪	1		8
21	嘉永 2	1849	酉		11		差出申一札之事(遠州川崎湊直乗与平次難船の死骸ならびに腹巻に所持の6両受取につき証文)	太田撰津守領分遠州榛原郡川崎湊与平次親類源兵衛、同断忠兵衛、同所庄や廻船代兼八郎左衛門(印)同断伊兵衛(印)	寺西直次郎様御代官所駿州益津郡北新田村御名主中	継紙	1	端裏に「10」と記したラベルが貼付されている。継目裏あり	25

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
22	嘉永 2	1849	酉		11	13	乍恐以書付御届奉申上候(去月晦日遠州川崎湊直乗船頭与平次船難船につき、後日乗組弥之助ならびに与平次死骸拾揚げ、親類へ引渡の旨、届)	当御支配所駿州益津郡城之腰村名主三右衛門、鰯ヶ島村名主市蔵、北新田村名主勘右衛門	紺屋町御役所	縦帳	1	朱書奥書あり	26	
23	(近世)		巳		4	9	覚(流鯨1本入札にて買請につき代13貫550文御払仰付けられたき旨願書)	御支配所益頭郡北新田村百姓九兵衛(印)勘右衛門(印)佐右衛門(印)	伊原友之助様御手代白谷茂助様	堅紙	1	全体に虫損あり貼紙あり	14	
24	(近世)						乍恐以書付奉願上候(私共三ヶ村三分一金納三分二米納なるも耕作地なき漁獵廻船渡世の村方故皆金納仰付けられたき旨願)			堅紙	1	全体に虫損多し	1	
25	(近世)				10		覚(近頃百姓より郷方役人への付届過分につき自縮仰付)	北新田		継紙	1		4	
26	明治 4	1871	未		3		差出シ申一札之事(北新田村焼津村番人、大水にて身命を失い、御村方磯辺へ打上げらるるにつき、兩人死骸賞請の旨、証文)	益津郡北新田村組頭瀧口佐平次、同北原吉郎右衛門	濱当目村御役人衆中様	堅紙	1		27	
27	明治 7	1874			4	27	晁橋渡銭取極之事	城之腰村魚商人惣代清水善六清水善三郎松永善六他2名鰯ヶ島村魚商人惣代見原久五郎山本仙之助河合甚右衛門他10名	宮寄総吾殿	縦帳	1	奥書きあり、貼紙あり	11	
28	明治42	1902			9		定(船大工手間賃取極)	船大工組合(印)		堅紙	1		13	
29	1						(町別人名書上)			切紙	1	断簡、29-1~6は旧整理では同封筒に収められていた。	29	1
29	2						(町別人名書上)			切紙	1	断簡	29	2
29	3						(町別人名書上)			切紙	1	断簡	29	3

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
29	4							(町別人名書上)			切紙	1	断簡	29	4
29	5							(町別人名書上)			切紙	1	断簡	29	5
29	6							(町別人名書上)			切紙	1	断簡	29	6
30								(銀壺包 包紙 銀12匁9分)			堅紙	1		30	

## 解題 瀧口猪之助家文書

### —史料の概要と特色—

瀧口猪之助家文書は、静岡県志太郡焼津町(当時。現北浜通。旧駿河国益頭郡北新田村。以下北新田)在住猪之助氏所蔵の文書である。現在国立研究開発法人水産研究・開発機構中央水産研究所に保管されているが、探訪時期は関係書類がなく、詳細は不明である。ただ、所蔵者の猪之助氏が昭和 29(1954)年 4 月に亡くなっていることから、それ以前に探訪されたものと推察される。

瀧口猪之助家は、猪之助氏のお孫さんの隆氏に聞くところによると、菩提寺が焼津市東小川にある浄土宗常照山光心寺(開基慶長 11《1606》年、開山上人明善月公大和尚)で、猪之助氏は 10 代目で、8 代に佐七、9 代松之助、11 代佐左衛門がおり、特に猪之助家は、「佐左衛門」の名称を継承することが多かったようである。また 11 代目の佐左衛門は、猪之助氏の長男で、焼津港で初めて大型専用船を建造してインド洋マグロ漁業を行い、昭和 30(1955)年代のミナミマグロ全盛時代を迎え、焼津港の黄金時代を築いた。なお昭和 42(1967)年には、船元の個人経営を法人化し、滝口漁業(株)を設立し社長となった。さらに昭和 30 年には、焼津漁協専務に、昭和 48(1973)年には、組合長に就任した。そして昭和 40(1965)年には紺綬褒章を、昭和 47(1972)年には藍綬褒章を受けた(『焼津市史』漁業編、焼津市、2005 年)。

この瀧口家が居住していた北新田村は、近世近隣の城之腰村(北新田は当村より分村)と鯛ヶ島村とともに、田中藩領、駿府藩領を経て幕府領(天明 7《1787》年より)で、漁業を営む漁人の町で、焼津湊三ヵ村とよばれた。近世より鰹釣り漁が発達し、駿河湾を回遊する鰹を足の速い八丁櫓船(各村 9 艘の鰹船所持)で捕獲する漁が盛んであった(鰹節生産もされる)。また瀧口家は、焼津町北浜通で代々続く名門船元で、明治 41(1908)年頃に発足した東海遠洋漁業株式会社においては、(大洋丸一艘所持。30 人程乗員)上位持株者であった。

現在も、焼津漁業組合(静岡県焼津市城之腰)に聞くところによると、8 割がマグロ船で、さらに鰹の捕獲量数(全国で 2 番目の数量。水上金額は 1 番)は 70%を占めているという。

さて、この瀧口猪之助家文書は、総点数 37 点で、享保 7(1722)年から明治 42(1909)年迄で、その内訳は、近世 27 点、近代 3 点、不明 7 点となっている。このように大半が近世のもので、鰹釣り漁に関する史料および、焼津湊三ヵ村と田尻北村との鰹漁の餌となる鯛の漁場争論などの他に、難船、漂着物(寄物)に関する

史料がある(後述)。そこでこれら史料について見ていきたい。

まずは、【目録番号 1】であるが、これは、田畑が満水により川欠となったり、旱水風損などになったりして田畑の収穫が困難な場合は、年貢の定免乃至減免が許可されているにもかかわらず、初秋より納方が定免以上の上納を申し込んでいるため、その宥免を嘆願したものである。

次に【目録番号 2】であるが、これは、天明 6(1786)年のもので、「御印小物成之事…上野村 山役銀…安部屋村 山役銀…町村 山役…川尻村」と、山役について記されている。ただ、この史料に記されている地名は、いずれも越前国のものである。何故に瀧口家文書にあるのかは不明であるが、別な探訪地から収集された史料が混入した可能性もある。

次に【目録番号 3】であるが、これは文化 4(1807)年のもので、「前々より被出仰候御法度…呑酒屋式はやもめ暮シ之内江ハ猶又目も付、若見当り候ハ、押置早々訴江出候」と、夜呑酒屋に行ったり、やもめ宅へ行ったりすることを禁止する旨を定めたものである。

次に【目録番号 4】であるが、これは文化 4 年のもので、漁獵船運上に関するもので、近頃不猟となり、漁師稼ぎが困難につき、海上通行の切手を下付して欲しい旨を嘆願したものである。

次に【目録番号 5】であるが、これは文政 4(1821)年のもので、漁獵船相続のことにつき、心得違いのないことを述べた証文である。

次に【目録番号 6】であるが、これは文政 5(1822)年のもので、清水湊の伊勢屋仁右衛門船の破船荷物の引き渡しに関する一札である。

次に【目録番号 7】であるが、これは、破船荷物の売り払い代金の受取りに関する覚えである。

次に【目録番号 8】であるが、これは天保 5(1834)年のもので、久能前浜にて難船の菱垣船の荷物を隠し置かない旨を規定した一札である。

次に【目録番号 9】であるが、これは天保 5 年のもので、遠江国御前崎沖にて破船の掛塚湊の船積荷物を受けとることにに関する一札である。

次に【目録番号 10】であるが、これは、「駿州益津郡北新田村…一、永九貫貳百五拾文 漁獵運上」といった、寛延 3(1750)年・寛政元(1789)年・文化 9(1812)年・文政 10(1827)年の漁獵船運上金に関して記された覚えである。

次に【目録番号 11 - 1】であるが、これは、難船における漂流荷物に関する書付で、その荷物が松平能登守へ送るものである旨を、三河国松平和泉守領分の平坂湊問屋 3 名らが貰受けたいと申し込んでいることについて伺ったものである。

次に【目録番号 11 - 2】であるが、これは、松平能登守の荷物を、三河国松平和泉守領分の問屋 3 名らが貰受けたいと申し込んできたことに関するもので、湊の定例



通り売り払い、代金 20 分一金で受取り、引き渡したことを記した書付である。

次に【目録番号 12】であるが、これは天保 9(1838)年のもので、久能山沖にて破船の漂流物に関して隠し置かないことを述べた請書である。

次に【目録番号 13】であるが、これは天保 10(1839)年のもので、「差上申鉄砲証文之事」とあるように、村内における鉄砲所持者への罪科について記された証文である。

次に【目録番号 14】であるが、これは天保 10 年のもので、難船による漂流物拾い隠し置くことがない旨を述べた請書である。

次に【目録番号 15】であるが、これは、新屋村前浜における難船による漂流荷物を拾い置き、隠し置くことがない旨を述べた請書である。

次に【目録番号 16】であるが、これは天保 11(1840)年のもので、「借入金仮請取之事…右者御宮御普請ニ付」と、この年の「御宮」(焼津神社か)の普請があり、その借入金の仮受け取状である。

次に【目録番号 17】であるが、これは弘化 2(1845)年のもので、「小漁船酒拾ひ有無請印帳 漁業ニ罷出候処、沖合漂流物有之候ニ付仲間之内拾ひ余り候ものも有之…私共儀漁業場所違ニ付壱所たりとも一切拾ひ不申」と、沖合に漂流し酒等の荷物について、自身は拾っていない旨を述べたものである。

次に【目録番号 18】であるが、これは弘化 4(1847)年のもので、田尻北村鯉餌鰯漁場争論の内済議定に関する一札である。

次に【目録番号 19】であるが、これも弘化 4 年のもので、【目録番号 18】での田尻北村餌鰯網引き場一件に関する焼津湊三ヵ村嘆願書である。

従来、城之腰・鰯ヶ島・北新田の焼津湊三ヵ村は、田尻北村から石津村・田尻村境までの地先で(1 番から 6 番の場所)鯉餌の鰯網を操業(沖合で元船に移した残りを 1 番場所で生簀に囲む)していたのだが、ところが、近年田尻北村が新たに鰯網を操業するようになったため、鰯漁が不漁となり、さらに囲い鰯にも悪影響を及ぼし、三ヵ村では運上金上納にも支障をきたしているため、田中藩へ嘆願した。そこで田中藩は、田尻北村地先の鰯引場所の 1 番から 6 番までを従来通りに三ヵ村が操業することを裁定した。

次に【目録番号 20】であるが、これは漁場図である。年代は不明である。これには、田尻北村沖合が描かれ、1 番から 6 番までの「餌鰯網引場」が記されている。田尻北村周辺沖合では、焼津湊三ヵ村が「壱番より六番迄順番ニ網を入、陸岸江控を取、餌鰯者沖合ニ而元船江移し、夫より鯉漁いたし」(【目録番号 19】)と、鯉漁をするのが慣行であった。

次に【目録番号 21】であるが、これは嘉永 2(1849)年のもので、難船の遠江国榛原郡川崎湊の船直乗の与平次死骸などの受取り一札である。

次に【目録番号 22】であるが、これは嘉永 2 年のもので、遠江国榛原郡川崎湊の船直乗の船頭与平次死骸及び金子引き渡しに関する届書である。

次に【目録番号 23】であるが、これは「一、流鯨老本 鯨見届ヶ之上買請値段書面之通入札仕候、落札之上右値段を以御払」といったように、寄鯨買受けの値段について記した覚えである。

次に【目録番号 24】であるが、これには、「私共三ヶ村御年貢之儀、三分一金納、三分二米納仕来候…外村与違漁獵又者廻船乗稼渡世之在所ニ御座候…耕作地無之村方眼前米納難義至極奉存候」とあり、焼津湊三ヶ村が、耕す田畑がなく屋敷のみで、他の村とは違って漁業や廻船で稼いでいる所であることから、年貢の米納が困難なので、すべて金納にして欲しいと嘆願している。三ヶ村周辺は低湿地で、農地が少なく漁業の比重が大きかった。

次に【目録番号 25】であるが、これは、「御領内村々百姓共郷方役人郷之付届音物之儀」と、領内(田中藩領)における百姓らの郷方役人への不法な音物の贈り届けの規定について記された覚えである。

次に【目録番号 26】であるが、これは明治 4(1871)年のもので、北新田村焼津村の番人が溺死し、浜当目村の磯辺へ打ち上げられたことから、浜当目村から死骸を貰請けることを記した一札である。

次に【目録番号 27】であるが、これは明治 7(1874)年のもので、「梟橋渡銭取極之事…魚荷負担之者ハ、定額之半価ヲ以テ相渉候様、御承引被下忝奉存候」といったように、橋渡り銭を取極めた証書である。魚荷を負担する焼津湊三ヶ村は、半額で橋を渡ることが許されたようである。

次に【目録番号 28】であるが、これは明治 42(1909)年のもので、船大工組合の協議にて確定した船舩代についての覚えである。

次に【目録番号 29 - 1】であるが、これは「桶屋町 安武太蔵…」と、町別に人名を書き上げたものである。以下同じである。【目録番号 29 - 2】では、「大工町 庄司豊吉…」【目録番号 29 - 3】では、「紺屋町 黒崎亦右衛門…」【目録番号 29 - 4】では、「鍛冶屋町 林政吉…」【目録番号 29 - 5】では、「三池三四郎…」【目録番号 29 - 6】では、「白銀町 西村伊三郎…」。

最後は【目録番号 30】であるが、包み紙である。これには、「銀拾式匁九分 銀包」などと記されている。

以上が瀧口猪之助家文書の概要である。

(文責 岩田康志)